

中国における外商投資参入特別管理措施 (ネガティブリスト) (2019年版) (仮訳)

(2019年7月)

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京事務所

本資料は、北京市大地法律事務所のご厚意により、ジェトロが同事務所から許諾を得てウェブサイトに掲載しています。本資料は仮訳であり、ビジネスで活用される場合には、必ず中国政府が発表した原文を確認いただくようお願いします。原文は中華人民共和国国家発展改革委員会のウェブサイト

(http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201906/t20190628_940274.html) でご覧いただけます。

發展改革委員会 商務部令 2019 年第 25 号

外商投資参入特別管理措施（ネガティブリスト）（2019 年版）

【公布機關】 中華人民共和國國家發展改革委員會 中華人民共和國商務部

【公布文書番号】 令 2019 年第 25 号

【公布日】 2019 年 6 月 30 日

【施行開始日】 2019 年 7 月 30 日

『外商投資参入特別管理措施（ネガティブリスト）（2019 年版）』は、中国共産党中央委員会、國務院の同意を得てここに公布し、2019 年 7 月 30 日よりこれを施行する。2018 年 6 月 28 日に國家發展改革委員會、商務部より公布した『外商投資参入特別管理措施（ネガティブリスト）（2018 年版）』は、同時に廃止する。

國家發展改革委員會主任：何立峰

商務部部長：鐘山

2019 年 6 月 30 日

外商投資参入特別管理措置 (ネガティブリスト) (2019年版)

説 明

1. 『外商投資参入特別管理措置 (ネガティブリスト)』(以下「外商投資参入ネガティブリスト」という)では、出資権に対する要求、高級管理職についての要求等、外商投資(大地注:外資系投資者による中国投資、以下同)の参入にかかる特別管理措置についてまとめて列挙する。『外商投資参入ネガティブリスト』外の分野については、国内資本企業と外資系企業一致の原則により管理を実施する。
2. 『外商投資参入ネガティブリスト』では、一部の分野について参入制限の廃止又は緩和を行うにあたっての移行期間を提示している。移行期間が満了すれば予定された時期に参入制限の廃止又は緩和を実施する。
3. 国外の投資者は、個人事業主、個人独資企業の投資者、農民專業合作社のメンバーとして投資経営活動に従事してはならない。
4. 国外の投資者は、『外商投資参入ネガティブリスト』中の外商投資を禁止する分野への投資を行ってはならない。『外商投資参入ネガティブリスト』により外国投資者による投資が禁止されていない分野への投資を行うには、外資参入許可を取得しなければならない。持分割合要求のある分野への投資において、外商投資パートナーシップ企業を設立してはならない。
5. 国内の会社、企業又は自然人が国外において合法的に設立したか、支配している会社が、自社と関連関係にある国内の会社を合併買収する場合、外商投資プロジェクト、企業の設立および変更事項に関わるものは、現行規定に従う。
6. 『外商投資参入ネガティブリスト』中に記載のない文化、金融等の分野および行政審査認可、資格条件、国家の安全等に関する措置は、現行規定に従う。
7. 『中国本土および香港のより緊密な経済貿易関係の構築に関する取決め』およびその後続協議、『中国本土およびマカオのより緊密な経済貿易関係の構築に関する取決め』およびその後続協議、『海峽兩岸經濟提携枠組協議』およびその後続協議、中国と関係国が締結した自由貿易区協議および投資協定、中国が加盟する国際条約により、条件を満たす投資をより優遇する開放措置が設けられているものは、関連の協議又は協定の規定に従う。自由貿易試験区等の特殊経済区域で、条件を満たす投資者をより優遇する開放措置を実施しているものは、関連規定に従う。
8. 『外商投資参入ネガティブリスト』についての解釈は、發展改革委員会、商務部が関係機関とともに責任を負う。

**外商投資参入特別管理措置
(ネガティブリスト) (2019年版)**

番号	特別管理措置
一. 農業、林業、牧畜業および漁業	
1	小麦、トウモロコシの新品種の選抜育種および種子の生産は、中国側の持分支配とする。
2	中国で希少なものや中国固有の貴重優良品種の研究開発、養殖、栽培および関連する繁殖材料の生産（栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む）への投資を禁止する。
3	農作物、種畜・禽、水産種苗の遺伝子組換え品種の選抜育種およびその遺伝子組換え種子（苗）の生産への投資を禁止する。
4	中国の管轄海域および内陸水域の水産物の漁獲への投資を禁止する。
二. 採鉱業	
5	レアアース、放射性鉱物、タングステンの探査、採掘、選鉱への投資を禁止する。
三. 製造業	
6	出版物の印刷は、中国側の持分支配とする。
7	放射性鉱物の精錬、加工、核燃料の生産への投資を禁止する。
8	漢方薬材における蒸す、煎る、炙る、焼く等の加工処理技術の応用および漢方薬剤の秘伝処方製品の生産への投資を禁止する。
9	専用車、新エネルギー車を除いて、完成車製造における中国側の持分割合は50%を下回ってはならず、同一の外国投資者は同類の完成車製品を生産する合弁企業を2社まで中国国内で設立することができる。（2020年には商用車を製造する外資持分割合の制限を廃止する。2022年には乗用車を製造する外資持分割合の制限、および同一の外国投資者は同類の完成車製品を生産する合弁企業を2社まで中国国内で設立することができるとの制限を廃止する。）
10	衛星テレビ放送の地上受信設備および重要部品の生産。（大地注：上記事業内容への投資を禁止するという意味。）
四. 電力、熱エネルギー、ガスおよび水の生産・供給業	
11	原子力発電所の建設および経営は、中国側の持分支配とする。
12	人口が50万人を超える都市における給排水管網の建設および経営は、中国側の持分支配とする。
五. 卸売および小売業	
13	葉タバコ、巻きタバコ、再乾燥葉タバコおよびその他のタバコ製品の卸売、小売への投資を禁止する。

六. 交通輸送、倉庫保管および郵政業	
14	国内水上輸送業者は、中国側の持分支配とする。
15	公共航空輸送業者は、中国側の持分支配とし、かつ外国投資者およびその関連会社による投資割合は25%を超えず、法定代表者は中国国籍保有者でなければならない。
16	汎用航空業者の法定代表者は中国国籍保有者でなければならない。農業、林業、漁業の汎用航空業者は合弁に限り、その他の汎用航空業者は中国側の持分支配とする。
17	民間飛行場の建設および経営は、中国側の相対持分支配とする。
18	航空交通管制への投資を禁止する。
19	郵政事業者、郵便物の国内配送業務への投資を禁止する。
七. 情報伝達、ソフトウェアおよび IT サービス業	
20	電気通信業者：中国が WTO 加盟時に開放を承諾した電気通信業務の範囲に限り、付加価値電気通信業務は外資の割合が50%を超えてはならない（電子商取引、国内マルチ通信、データ保存転送、コールセンターを除く）。基礎電気通信業務は、中国側の持分支配とする。
21	インターネットニュース情報サービス、オンライン出版業務、オンライン番組視聴サービス、インターネットカルチャーに関する商品の経営（音楽を除く）、インターネットによる大衆向け情報発信サービス（これらのサービスのうち、中国が WTO 加盟時に開放を承諾したものを除く）への投資を禁止する。
八. 金融業	
22	証券会社の外資持分割合は51%を超えず、証券投資基金管理業者の外資持分割合は51%を超えないものとする（2021年に外資持分割合の制限を廃止する）。
23	先物取引業者の外資持分割合は51%を超えないものとする（2021年に外資持分割合の制限を廃止する）。
24	生命保険会社の外資持分割合は51%を超えないものとする（2021年に外資持分割合の制限を廃止する）。
九. リースおよびビジネスサービス業	
25	中国の法律にかかる事務（中国の法的環境への影響に関する情報の提供を除く）への投資を禁止し、国内の法律事務所のパートナーとなってはならない。
26	市場調査は合弁、提携に限り、うちラジオ・テレビの視聴調査は中国側の持分支配とする。
27	社会調査への投資を禁止する。
十. 科学研究および技術サービス業	

28	人体の幹細胞、遺伝子診断、治療技術の開発および応用への投資を禁止する。
29	人文社会科学研究機関への投資を禁止する。
30	大地測量、海洋測量製図、測量製図・航空撮影、地上移動体を用いた測量、行政区域境界線の測量製図、地形図、世界行政区画地図、全国行政区画地図、省級以下の行政区画地図、教育用全国地図、教育用地方地図、立体地図およびナビゲーション電子地図の作成、地域別地質マッピング、鉱山地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、地質リモートセンシング等の調査への投資を禁止する。
十一. 教育	
31	就学前教育機関、普通後期中等教育機関および高等教育機関は、中国と外国の提携による運営に限り、中国側主導（校長または主な事務責任者が中国国籍保有者で、理事会、董事会または共同管理委員会の中国側構成員の割合が1/2を下回らない）とする。
32	義務教育機関、宗教教育機関への投資を禁止する。
十二. 衛生および社会サービス	
33	医療機関は合弁、提携に限る。
十三. 文化、スポーツおよび娯楽産業	
34	報道機関（通信社を含むがこれに限らない）への投資を禁止する。
35	書籍、新聞、定期刊行物、映像製品および電子出版物の編集、出版、制作業務への投資を禁止する。
36	各級ラジオ放送局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビのチャンネル（周波数）、ラジオ・テレビ放送ネットワーク（発信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星の地上発信ステーション、衛星受信の中継ステーション、マイクロ波ステーション、モニタリングステーション、ケーブルラジオ・テレビ放送ネットワーク等）への投資を禁止し、ラジオ・テレビのオンデマンド業務および衛星テレビ・ラジオの地上受信施設の設置業務への従事を禁止する。
37	ラジオ・テレビ番組制作の経営（輸入業務を含む）事業者への投資を禁止する。
38	映画制作事業者、発行者、配給上映事業者および映画の輸入業務への投資を禁止する。
39	文物の競売を行う競売業者、文物を扱う商店および国有の文物を扱う博物館への投資を禁止する。
40	文芸公演団体への投資を禁止する。